

旅行業約款（募集型企画旅行契約）

一般社団法人 日本旅行業協会保証社員
社名 株式会社羽後交通観光

第一章 総則

(適用範囲)
第一条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。
この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
(用語の定義)
第二条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットなどの他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員契約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第一項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
4 この部で「電子取扱通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等と接続する電話回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
5 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
(旅行契約の内容)
第三条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
(手配代行者)
第四条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配をして行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第二章 契約の締結

(契約の申込み)
第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話による予約)
第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金の提出をされなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によるところとなります。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)
第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

一 当社があらかじめ明示した事別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

二 応募旅行者数が予算に達したとき。

三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

四 通信契約を締しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提供する場合に契約の締結に従事する。

五 旅行者が、暴力団員、暴力團構成員、暴力団関係員、暴力団、關係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

六 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

七 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

八 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)
第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受領した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)
第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)
第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名稱を列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始前の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に於ける旅行契約書面に記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者がから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに定められます。

(情報通信の技術を利用する方法)
第十一條 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするとときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧することを確認します。

(旅行代金の額の変更)
第十二條 旅行者は、旅行開始までの契約書面に記載する額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用は旅行契約成立とします。

第三章 契約の変更

(契約内容の変更)
第十三条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

(旅行代金の額の変更)
第十四条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増加し、又は減少することができます。

2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額することは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、遅延料その他の費用を支払うべき費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋等の他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

(旅行者の交換)
第十五条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 旅行者は、前項に定めた当社の承諾を求めてようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

(旅行者の解除権)
第十六条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受領します。

2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

一 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第二欄に掲げるものその他の重要なものであるときには、契約の変更に限ります。

二 第四十四条第一項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

四 旅行者が旅行者に対する旅費を支拂つたとき。

五 旅行者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となったとき。

6 旅行者は、旅行開始において、当該旅行者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

7 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

8 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

9 旅行者が第七条第五号から第七号までにいづれかに該当するとき。

10 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものと見做されます。

11 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。

12 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

13 旅行者が契約書面に記載した最小催行人数に達しないとき。

14 旅行者がスキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき又は極めて大きいとき。

15 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

16 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

17 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

18 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

19 旅行者が第七条第五号から第七号までにいづれかに該当するとき。

20 旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものと見做されます。

21 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。

22 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

23 旅行者が契約書面に記載した最小催行人数に達しないとき。

24 旅行者がスキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれがあるとき又は極めて大きいとき。

25 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

26 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

27 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

28 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

29 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

30 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

31 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

32 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

33 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

34 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

35 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

36 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

37 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

38 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

39 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

40 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。

41 旅行者が契約書面に記載した旅行サービスの実施が不可能となり又は不可能となるおそれがあるとき。